

## 報告事項4

平成22年8月21日以降における教職員の懲戒処分の状況について

平成22年8月21日以降における教職員の懲戒処分の状況について、報告する。

平成23年1月21日

<参考>

[趣旨]

平成22年8月21日以降において、教育長が専決した教職員の懲戒処分の状況について、委員会に報告する件。

[根拠規定]

地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

大阪府教育委員会事務決裁規則

(専決した事項等の報告)

第7条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。

## 平成22年度2学期における懲戒処分の状況について

### 1. 報告期間

平成22年8月21日～平成23年1月21日

### 2. 概要（資料1参照）

○件数は、昨年度同期比とほぼ同数

21年度：15名 ⇒ 22年度：16名

○今年度通年の件数は、やや減少

21年度：28名 ⇒ 22年度：22件

○行為態様による傾向

一般服務関係 21年度：9名 ⇒ 22年度：8名

公務外非行関係 21年度：1名 ⇒ 22年度：3名

交通事故交通法規違反 21年度：2名 ⇒ 22年度：2名

管理監督責任 21年度：3名 ⇒ 22年度：3名

○一般服務関係

・生徒へのセクハラや体罰等の生徒指導に関する事案は昨年同期比で減少

セクハラ 21年度：3名 ⇒ 22年度：0名

体罰 21年度：5名 ⇒ 22年度：3名（資料2参照）

・府立支援学校の自動車運転手の職務専念義務違反事案が発生（資料2参照）

・市立中学校事務員による着服事案が発生

◆学校徴収金等着服（豊中市立中学校：26歳採用2年目）『懲戒免職』

平成21年7月から平成22年7月の間、学校徴収金等約2700万円を着服した

○公務外非行

・公務外非行は刑事事件化する重大な非行事案が複数発生

◆公然わいせつ（府立高校：36歳採用10年目）『懲戒免職』

5月23日（日）18時頃、自宅近辺のコンビニへ車で向かい、駐車場から店内の女性客に向かって下半身を露出したとして警察官に現行犯逮捕

◆痴漢（府立高校：27歳採用1年目）『停職6月（同日付け依願退職）』

11月30日（火）午前7時40分頃、通勤途上の地下鉄車内で女子高校生の臀部を左手の平で1回触ったとして同乗していた鉄道警察隊に現行犯逮捕

◆児童買春（池田市立小学校：38歳採用2年目）『懲戒免職』

平成21年8月から平成22年10月の間、携帯電話の出会い系サイトで知り合った18歳未満の女性と、現金の供与を約束して、わいせつな行為を行ったとして児童買春容疑で逮捕

### 3. 府教委の取り組み

○平成17年2月に策定した「不祥事予防に向けて 自己点検 チェックリスト」を平成22年9月に全面改訂し、府立学校・市町村教委での活用を指示・依頼

(改訂のポイント)

- ・不祥事予防シートを最新の事例に全面改訂
- ・体罰については、過去の体罰事案の分析結果を基に、小中学校におけるタイプ別の事例を掲載するとともに校種別の事例を掲載
- ・違法薬物の所持や使用に関する事例を追加

○服務通達の発出

長期休業期間開始前に綱紀保持全般に関する通達を2回発出

- ◆平成22年7月13日付け教委職人第1691号
  - ・平成22年1月から6月までの懲戒処分例を示し、再発防止の注意喚起
  - ・個人情報紛失、体罰、セクハラなどの発生防止を指示
- ◆平成22年12月13日付け教委職人第2763号
  - ・平成22年7月から12月10日までの懲戒処分例を示し、再発防止の注意喚起
  - ・年末年始を控え、飲酒運転の禁止について特に強調
- ◆平成23年1月14日付け教委職人第3038号
  - ・府立支援学校における職務専念義務違反事案の発生を受け発出
  - ・勤務時間の遵守と併せ、管理職に対し教職員の勤務状況の厳正な保持を指示
  - ・服務管理の徹底を図るために、出勤簿の点検・手入れと休暇休業等の手続きを怠ることなく日々行うよう指示

■平成22年度 懲戒処分の内訳(校種別) (8月21日～1月21日)

(単位:人)

年度	懲戒免職		停職		減給		戒告		合計	
	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21
高校	1	2	1	1		1	2		4	4
中学校	1			1	3	4		2	4	7
小学校	1	1	1	2	1	1			3	4
支援学校			4		1				5	0
合計	3	3	6	4	5	6	2	2	16	15

(参考)平成22年度通年

年度	合計	
	H22	H21
高校	7	7
中学校	6	13
小学校	4	7
支援学校	5	1
合計	22	28

資料1

(単位:人)

年度	一般服務関係												公務外非行関係								交通事故・交通法規違反				管理監督責任		合計		
	学校徴収金の着服		職務専念義務違反		体罰		生徒への不適切行為		同僚の盗撮		セクハラ		公然わいせつ		痴漢		児童買春		窃盗		酒気帯び運転		酒気帯び物損事故		管理監督責任		H22	H21	
高校						1	1					1	1		1				1				1	1			4	4	
中学校	1				2	3					2													1	2			4	7
小学校					1	1				1						1				1	1				1			3	4
支援学校			3																	1				1				5	0
合計	1	0	3	0	3	5	1	0	0	1	0	3	1	0	1	0	1	0	0	1	2	1	0	1	3	3	16	15	

■行為態様別懲戒処分件数比較(8月21日～1月21日)

(単位:人)

種別	年度	免職		停職		減給		戒告	
		H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21
一般服務関係	学校徴収金の着服	1							
	職務専念義務違反			3					
	体罰				1	3	4		
	生徒への不適切行為							1	
	同僚の盗撮		1						
	セクハラ				2		1		
公務外非行関係	公然わいせつ	1							
	痴漢			1					
	児童買春	1							
	窃盗		1						
交通事故・交通法規違反	酒気帯び運転(事故なし)			2	1				
	酒気帯び物損事故		1						
管理監督関係	管理監督責任					2	1	1	2
合計		3	3	6	4	5	6	2	2

## 資料2

## 平成22年度 2学期(8月21日～1月21日)における主要な懲戒処分事案

処分事案	概要	該当職員	処分内容	背景及び問題点	事後対応
大東市立中学校講師による体罰事案	保健体育の水泳の授業中、コースロープを触ったり、他の生徒が泳いでいる前を横切るなどの危険な行為を繰り返していた男子生徒を指導した際、右平手で左側側頭部を12回叩く体罰を行った。	講師(男:30歳:保健体育科)	減給1月7日	○5月に他の中学校で生徒指導中の講師と教諭が、生徒の頬を平手で叩き、講師を減給1月、教諭を戒告。 ○同時期に本事案が発生しており、府教委として事態を重く受け止め、事後対応を検討。	○府教委より指導主事を講師として派遣し、管理職を対象とした研修を実施。 ○府教委より指導主事を講師として派遣し、生徒指導担当教員を対象とした研修を実施。
高槻市立中学校教諭による体罰事案	採用後、約2年間にわたり顧問を務めていた男子バスケットボール部の男子生徒18名(のべ24名)に対し、平手で頬や頭を叩く、足で臀部を蹴り上げる、両肩を押すなどの体罰を繰り返した。	教諭(男:32歳:男子バスケット部顧問)	減給3月	○バスケットボール部を強くしたいとの思いが強く、自らの行為を体罰との認識はなかった。 ○一部の生徒や保護者から「熱血先生」として評判も良く、若手教員の中でも中心的な存在であった。学校は、この体罰の事実を長きに渡り把握できなかった。	○市教育センターにおいて個別研修の受講を命令(～H23.3)
寝屋川市立小学校校長による体罰事案	学年担任と連携して指導していた劇の練習中に大声を出してふざけていた被害児童の右頬を左平手で手首を返すように叩いたところ、被害児童が顔を自らの左下側によけたため、左平手が右耳に当たった。	校長(男:57歳)	減給3月	○管理職による体罰事案は、昭和59年の堺市立中学校での生起以来。 ○校長自らが児童への劇の指導に参加して生起した体罰事案であり、府教委としても重く受け止めた。	○臨時校長会の開催 ○市教委より指導主事を派遣し校内研修を実施 ○臨床心理士を派遣し、被害児童のケア
府立支援学校 自動車運転手の職場離脱事案	自動車運転手3名が、採用時から、始業式などの行事日、短縮授業期間、夏休みなどの長期休業期間などにおいて、スクールバス運行業務終了後に職場離脱を繰り返していた。	技師3名(男:52歳、男:52歳、男:59歳)	停職6月 (同日付け依願退職) 校長:減給2月18日 (管理監督責任)	○運転手は、スクールバスの運転業務に支障をきたさなければ早く帰っても問題ないという認識が先輩職員から引き継がれていた。 ○運転手は、運転業務終了後に職場を離脱しており、また運転手の控室は管理職の目の行き届きにくいバス車庫の横にあることから管理職が把握できなかった。	○服務通達発出(1月14日付) ○服務管理の徹底 ・現業職員について、管理職が定期的に勤務状況を確認 ・自動車運転手は退勤時に事務室に声をかける ○新年度に向け、運転手の職のあり方を改善